# 総務常任委員会

令和3年3月15日(月)

## 総務常任委員会

定例会名 令和3年第1回定例会

招集日時 令和3年3月15日(月) 午前10時

招集場所 牛久市役所議場

出席委員 5名

委 員 長 黒 木 のぶ子 副 委 員 長 長 田 麻美 委 員 利根川 英 雄 IJ 鈴 木 勝利 加川 裕美

欠席委員 1名

委 員 市川 圭一

#### 出席説明員

副 市 長 滝 本 昌 司 市長公室長 吉 Ш 修 貴 経営企画部長 田 将 巳 総務部長 裕 植 田 市民部長 谷 寿 高 議会事務局長 滝 本 仁 秘 書 課 長 稲 葉 健 一 広報政策課長 英 子 植 田 経営企画部次長兼政策企画課長 栁 田 敏 昭 創生プロジェクト推進課長 関 達 彦 財 政 課 長 賀 修 糸 総務部次長兼管財課長 野 口 克 己 人 事 課 長 二野屏 公 司 収 納 課 長 畄 三千男 Щ 市民部次長 茂生 小 川 システム管理課長 齋 藤 正浩 庶務議事課長 野 島 貴 夫

### 議会事務局出席者

 書
 記
 齊
 藤
 孝
 順

 書
 記
 宮
 田
 修

# 令和3年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

## ○ 総務常任委員会

議案第	2号	牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
		を改正する条例について
議案第	12号	牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について
議案第	1 3 号	令和2年度牛久市一般会計補正予算(第9号)
		別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
議案第	27号	公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について
議案第	28号	損害賠償の額を定めることについて
請願第	1号	茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)にコロナ等の感染症対策を取
		り入れることについて茨城県知事へ意見書を提出することを求める請願

**〇黒木委員長** 皆様、おはようございます。

ちょっと時間前でございますが、全員おそろいのようでございますので、ただいまから会議を 始めたいと思います。

本日、市川委員より欠席の届出がありました。

ここで、執行部より発言を求められておりますので、これを許可します。経営企画部長。

**〇吉田経営企画部長** おはようございます。経営企画部吉田です。

先日の一般質問で、牛久シャトーのクラウドファンディングの、最終の金額が確定したときには報告を願いたいということですので、3月12日、先週の金曜日、こちらで募集が終了しまして、金額が確定いたしましたので御報告申し上げます。金額は2,203万6,360円となりました。

報告は以上となります。

**〇黒木委員長** ありがとうございます。

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件の審査は、分割して行います。

まず市長公室、経営企画部所管の案件について審査を行います。市長公室、経営企画部所管の 案件審査に説明員として出席した者は、副市長、市長公室長、経営企画部長、秘書課長、広報政 策課長、経営企画部次長兼政策企画課長、創生プロジェクト推進課長、財政課長であります。

書記として齊藤さん、宮田さんが出席しております。

本委員会に付託されました、市長公室、経営企画部所管の案件は、

議案第 12号 牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について

議案第 13号 令和2年度牛久市一般会計補正予算(第9号)

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 27号 公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書について 以上3件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所管を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。 これより議事に入ります。

議案第12号、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。 議案第12号について提案者の説明を求めます。財政課長。

**〇糸賀財政課長** おはようございます。財政課糸賀です。よろしくお願いいたします。

議案第12号、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例につきまして御説明いたします。

土地開発基金につきましては、昭和44年2月17日付自治地第16号土地開発基金等の設置についてが設置されまして、本市におきましては公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、昭和46年3月19日に制定及び施行されました。しかしながら、社会情勢の変化から、

土地開発基金を活用いたしました土地等の取得の必要性が薄れてきておりまして、土地の先行取得につきましては一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計による取得で足りることから、同基金を廃止するものでございます。

以上でございます。

- **○黒木委員長** これより議案第12号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。利根川委員。
- **〇利根川委員** これまで土地開発基金条例の廃止ということで何回か議員提案をしてきたんですが、その当時の市長の答弁ではまだ利用価値があるということでしたが、ちょっと今回廃止するということで、具体的なことについてお尋ねしたいと。

そして、また私がこの土地開発基金廃止についての質問の中で、公共用地先行取得特別会計の 復活ということを言いましたが、これはもう用が済んだから必要ないという答弁ももらっている わけですけれども、その点についてお尋ねいたします。

- 〇黒木委員長 財政課長。
- **〇糸賀財政課長** 利根川委員の数点の御質問にお答えします。

まず、今回の廃止に至った具体的な理由ということでございますけれども、そもそも土地開発基金条例でございますけれども、できた成り立ちといいますか、こちらにつきましては高度成長期におきまして、地方公共団体の行政水準の向上に対します要請については、極めて強いものがございまして、これに応えるための諸事業を円滑に実施する上で、用地問題は最大の隘路となっていることから、当時、土地開発基金、また公共用地先行取得事業が設置されたものと認識してございます。

本市におきましては、これまで一般会計、公共用地先行取得事業特別会計、また土地開発基金を活用いたしました土地等を購入してまいりましたけれども、市道23号線等の整備のほうにつきまして終了いたしまして、土地開発基金で保有する土地等の補助事業による買戻しが現在見込まれていない中で、今後の土地開発基金を活用いたした土地等の取得が薄れているということから判断いたしまして、今般議会のほうに廃止条例を提出したものでございます。

また、公共用地先行取得事業でございますけれども、私財政課に入った頃につきましては、土地の購入につきましては一般会計で、すぐに措置するものについては一般会計で処理しておりまして、また計画があるものにつきましては公共用地先行取得事業、後年度ですね。後年度公共用地先行取得事業を使いまして、計画のあるものにつきましては措置して後々買戻しという形で措置しております。

ただ、公共用地先行取得事業のほうも全て使うわけではなくて、あくまでも計画上概ね5年以 内等を設けまして今後措置していきたいと考えてございます。

以上でございます。

**〇黒木委員長** ほかに質疑、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇黒木委員長** 以上で、議案第12号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第13号、令和2年度牛久市一般会計補正予算(第9号)別記記載の当該委員会の 所管事項についてのみを議題といたします。

議案第13号について提案者の説明を求めます。秘書課長。

○稲葉秘書課長 秘書課の稲葉です。よろしくお願いいたします。

補正予算につきまして、秘書課所管のものについて説明いたします。

補正予算書18ページ、19ページになります。

説明は以上になります。

- **〇黒木委員長** 広報政策課長。
- ○植田広報政策課長 広報政策課植田です。よろしくお願いいたします。

広報政策課所管の主なものを御説明いたします。

補正予算書18、19ページを御覧ください。

歳出款2総務費項1総務管理費目3広報広聴費の0101広報うしくを発行する、こちらは広報うしく1日号及び15日号に係る印刷製本費の契約差金280万円の減額補正となります。 説明は以上です。

- 〇黒木委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。
- **〇柳田経営企画部次長兼政策企画課長** 議案第13号のうち、政策企画課所管の部分につきまして説明させていただきます。

補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。

歳入になります。

款14国庫支出金項2国庫補助金目1総務費国庫補助金節1総務管理費補助金新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第3次分の2億7,443万1,000円の歳入でございます。今回補正予算に計上させていただきましたテレワーク対応システム構築及び分散勤務を容易にする庁内LANシステム改修と機器購入に活用する交付金です。交付金第3次分までの合計で、限度額としては10億1,627万2,000円となっております。

続きまして、歳出です。

補正予算書18、19ページを御覧ください。

款2総務費項1総務管理費目7企画費0104公共交通の活性化について検討する事業のバス 路線維持補助金114万円でございます。

この事業は、新型コロナ感染症拡大に伴う外出自粛やテレワークの拡大により利用者が大きく 落ち込んだ路線バスの路線維持を目的にバス運行会社に補助金として交付するものでございます。 毎年地域をまたぐ幹線に対して国、県、市で協調して補助をしている3路線のうち、利用者が大 きく減少しました2路線に対しての補助金です。2路線ともつくば市への路線で、距離の案分により補助金額を計算して、つくば市と牛久市で補助をする予定でございます。

以上です。

- ○黒木委員長 創生プロジェクト推進課長。
- **○関創生プロジェクト推進課長** 創生プロジェクト推進課の関でございます。よろしくお願いいたします。

創生プロジェクト推進課の補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

まず、補正予算書5ページをお開きください。繰越明許費の補正になります。

上の表になりますが、款10教育費項5社会教育費のエスカード生涯学習センターを管理運営する1,000万円につきましては、エスカードホールにプロジェクターを整備するための費用を次年度へ繰越しするものです。これにつきましては、プロジェクターの機種選定や設置位置につきまして、エスカードホールを管理する生涯学習課との調整検討に時間を要していることと、プロジェクターが受注生産のため納期に一定の時間を要するということから、次年度へ繰越しをするものでございます。

次に、歳入になりますが、14、15ページをお開きください。

上から2つ目の表、款16財産収入項1財産運用収入目1財産貸付収入節1土地建物貸付収入の3,581万4,000円につきましては、下から2つ目の表の款20諸収入項4雑入目4雑入から予算の組替えを行うものとともに、今年度エスカード牛久ビル2階フロアに複数のテナントの出店がありましたことから、賃料収入が増えたことによる増額補正になります。

同じく14、15ページの5段目の表になります。款20諸収入項2貸付金元利収入目4土木 費貸付金元利収入節1牛久土地開発貸付金元利収入1,000万円につきましては、昨年末に敷 金返済義務を有する地権者1名から貸付金の一部繰上償還があったことによります歳入の増額補 正になります。

次に、歳出ですけれども、28ページ、29ページをお開きください。

上から2つ目の表、款8土木費項4都市計画費目6駅周辺整備費12委託料の0104エスカード牛久ビルの利活用を図る2,135万5,000円の減額につきましては、エスカード牛久ビルへ公共施設を整備するための実施設計業務の契約差金等を減額補正するものでございます。

最後に、34ページ、35ページをお開きください。

上の表、款10教育費項5社会教育費目2生涯学習センター費17備品購入費の0106エスカード生涯学習センターを管理運営する1,000万円の減額につきましては、プロジェクターの機種選定を進める中で、当初見込んでいた費用を要しなくなったことによる減額補正でございます。

説明は以上です。

- 〇黒木委員長 財政課長。
- **〇糸賀財政課長** 財政課所管の補正の内容につきまして御説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

歳入となります。

款2項1目1の地方揮発油譲与税、次の段の款3項1目1の利子割交付金、その次の款6項1目1の地方消費税交付金及び款7項1目1のゴルフ場利用税交付金につきましては、交付見込みによりまして減額してございます。

次に、14ページ、15ページを御覧ください。

上から3つ目となります。

款18項2目1の財政調整基金繰入金につきましては、一般会計補正予算の予算調整の結果、 余剰金を財政調整基金へ繰り戻すものとなります。

一番下の表です。款21項1の市債につきましては、旧事業債につきまして、事業費の確定等によりまして増額及び減額するものであり、減収補塡債につきましては地方消費税交付金等の減収に伴いまして1億7,980万円を計上するものでございます。

次のページの16ページ、17ページでございます。

款22項1目1の法人事業税交付金につきましては、交付見込みによりまして3,484万円を計上するものでございます。

次に、歳出となります。

20ページ、21ページを御覧ください。

款2項1目16の0101財政調整基金費につきましては、補正予算の調整の結果、余剰分2億5,009万3,000円の積み立てを計上するものであります。

なお、補正予算後の財政調整基金の残高につきましては27億998万8,000円となります。

最後に、36ページ、37ページを御覧ください。

款 12 項 1 目 2 の 0 1 0 1 地方債償還利子につきましては、執行額の確定によりまして 1 , 0 0 0 万円を減額するものでございます。

以上となります。

**〇黒木委員長** ほかにございませんか。

それでは、これより議案第13号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は 御発言願います。長田副委員長。

○長田副委員長 よろしくお願いします。

それでは、1点確認をいたします。

19ページ、市長と副市長が外部と交際するについて。コロナ禍において中止や文書等になったということでの減額ということで説明をいただきましたが、これにはリモートなどもあったのかについてと、あとはこれによって、中止になったことによってどのようなというか、成果の減ったもの、その辺についてをお伺いいたします。

## **〇黒木委員長** 秘書課長。

○稲葉秘書課長 長田委員の御質問にお答えいたします。

交際費につきましては、リモートでやったものも中にはございます。数は多くありませんけれ

ども、リモートで開催したものもあります。市役所とほかの対外の方です。そんなに数は多くないんですけれども。

あと、この交際費につきましての成果という形ですけれども、中止や書面会議になったことによりまして、この交際費というか会費とかっていうものを副市長お持ちになって行きますので、会費につきましては飲食を伴うものというものに会費を支出、支出基準によりましては支出が認められておりますので、そういった飲食を伴うもの、コロナの関係でありません、なくなってしまいましたので、そちらについてはほぼなかったと記憶しておりますので、その分はこの減額、91万9、000円減額していますけれども、こういったところで支出がなかったことは、成果と言っていいのか分かりませんが、そういった形の結果になっております。

私のほうからは以上です。

- **〇黒木委員長** 長田副委員長。
- ○長田副委員長 民間の会社などでは、このコロナ禍においてリモートワークが増えまして、コロナが収まったとしても、今後もリモートワークを続けていくという会社が多く出ておりますが、この外部との交際についてもリモートで対応できるところは今後していこうというようなお考えなどはあるかどうかについてお伺いいたします。
- 〇黒木委員長 秘書課長。
- **〇稲葉秘書課長** 先方の御都合にもよるかと思いますけれども、そういった御要望等あれば積極的に、市役所の環境もそういった環境ができてきますので、そういう場面については積極的に活用していければと思っております。

以上です。

**〇黒木委員長** ほかに質疑及び意見のある方ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇黒木委員長** 以上で、議案第13号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第27号、公の施設相互利用に関する協定書の一部を変更する協定書についてを議題といたします。

議案第27号について、提案者の説明を求めます。経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 議案第27号、公の施設相互利用に関する協定書の一部 を変更する協定書について説明させていただきます。

平成14年に締結をいたしましたこの協定に、新たに龍ケ崎市の北文間運動広場の体育館と多目的広場を加えるものでございます。こちらは、龍ケ崎市の小学校の統廃合に伴って、その跡地利用ということで運動広場として活用することが龍ケ崎市で決まりまして、体育館と多目的広場を加えるものでございます。

以上です。

**〇黒木委員長** これより、議案第27号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある 方は御発言願います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇黒木委員長** 以上で、市長公室、経営企画部所管の案件についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので着座のまま暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時23分開議

**〇黒木委員長** それでは、執行部のほうもおそろいのようなので再開いたします。

次に、総務部等所管の案件について審査を行います。

総務部等所管の案件審査に説明員として出席した者は、副市長、総務部長、議会事務局長、総 務部次長兼管財課長、人事課長、収納課長、庶務議事課長であります。

引き続き、書記として齊藤さん、宮田さんが出席しております。

本委員会に付託されました総務部等所管の案件は、

議案第 2号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例について

議案第 13号 令和2年度牛久市一般会計補正予算(第9号) 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 28号 損害賠償の額を定めることについて

以上3件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。 これより議事に入ります。

議案第2号、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第2号について提案者の説明を求めます。人事課長。

**〇二野屏人事課長** 人事課の二野屏です。よろしくお願いいたします。

議案第2号についてご説明申し上げます。

議案第2号は、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例についてとなります。

改正理由としましては、労働安全衛生法に基づき当市で選任する産業医は、労働法令により定められた職務を行うこととしておりますが、平成27年以降の労働安全衛生法の改正により、これまでの職務に加え、高ストレス者への面接指導、その結果に基づく措置、長時間労働者に対する面接指導、その結果に基づく措置、長時間労働者に対する面接指導、その結果に基づく措置などが職務として追加されております。しかしながら、産業医の報酬額については改正が行われてこなかったことから、他市の状況等を踏まえ、今回改正するものです。

また、市内、学校においても、職員数が50名を超え、産業医の選任義務が発生した学校があり、実際に選任していることから、対象となる職員数を考慮し、学校安全衛生管理産業医の報酬

を追加するものです。

改正の内容は、安全衛生管理産業医の報酬月額4万円を月額7万円に増額し、学校安全衛生管理産業医の報酬月額5万円を新たに定めるものであり、施行年月日は令和3年4月1日となります。

なお、前回の当該職の報酬額改定は平成19年4月1日であり、2万円を4万円へ増額したものとなります。

当条例の概要説明は以上となります。

**○黒木委員長** これより、議案第2号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇黒木委員長** 以上で、議案第2号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第13号、令和2年度牛久市一般会計補正予算(第9号)別記記載の当該委員会の 所管事項についてのみを議題といたします。

議案第13号について提案者の説明を求めます。総務部次長兼管財課長。

**〇野口総務部次長兼管財課長** 管財課の野口でございます。よろしくお願いします。

私どものほうから、補正予算書18ページ、19ページの予算について御説明申し上げたいと 思います。

款2総務費項1総務管理費、枠を2つ下に下りていただいて、文書費のところに、19ページ にわたっていただきますと、文書関連機器を管理する360万円の補正、マイナス補正、こちら コピー機の保守料の減によるものでございます。

このまま続けて下にまいります。公用車を管理するという事業、1,000万円の減、こちら 内容として一番大きいのが燃料費の減、この燃料費は公用車及びバスの燃料費が含まれています。 これが500万円。そのほかは保険料及び作業修繕料、高速料金などの減によるものです。

下に下がりまして、庁舎を維持管理する事業462万5,000円のマイナス補正、こちらについては大きいものは各種委託料、防犯カメラ契約差金、防水工事等の工事費等の減少によるものです。

次に、市長車、議長車、バスを運行する事業800万円の減、これは会計年度報酬費の減によるものです。当初予算比、当初予算を計上していた、こちらはバスの運転手7人で計上していたんですけれども、令和元年度中に、それまで8人雇用していたうちお一人が年度途中自己都合でお辞めになって転職なさった。年度末の時点でちょっと体を悪くしてお休みになっていた方いて、実稼働人数が当時6名でした。6名で募集して、やって行けるだろうということで6名募集して、足りなくなったらまたプラス1と思っていたんですが、御存じのようにコロナの状況でバスの需要が激減しましたので、そのまま余った1人分と、あとは同時にバスの運転手の時間外勤務というのもほぼなくなった状態なので、その部分が入っています。また、バスの借り上げ料、これはバスの都合がつかなくなったときに民間バスを借り上げるためのお金なんですが、これも100万円余ったということになりました。

下がっていただいて、公共施設にサーマルカメラを設置するという事業です。こちらは4,2 92万4,000円の減ということになります。

昨年補正予算でお認めいただいた予算なんですけれども、こちらにつきまして、議会でも御議論、御心配いただいておりましたので、慎重な検討と導入ということで進めていきました。各導入予定の施設について、担当者にもう一度必要性とその運用方法について考えていただく、また集まって実際の機種、これを見学する機会を持ったというようなことをしましたら、当初こちらは市内の45の施設で全て導入しようと。そして、1か所当たりはモニターとパソコンとカメラがそれぞれ独立したもので、1体当たり120万円程度というような予算だったんですけれども、実際の運用現場で話し合っていただきました結果、まず保育園については、これは導入しない、通常の体温計でやるのがいいだろうと。それから、各学校等の施設においても、いわゆるタブレット型というような、こちらも議会のときにちょっとお話しいただいたと思うんですけれども、これが取扱いもしやすいし、また個人個人、お一人ずつ確認いただいたほうが情報管理の面でもやりやすいということで、圧倒的にタブレット型を希望する施設が多くなりました。

管財課所管の事業については以上です。

- 〇黒木委員長 人事課長。
- **〇二野屏人事課長** 人事課の二野屏です。よろしくお願いします。

私からは、人事課所管の補正予算の内容を説明させていただきます。

18ページから始まる各款項目に計上してあります人件費の給料、職員手当、共済費、これらの人件費につきまして、各事業における不用額と執行見込みによる残額合計で3,800万円を減額するものとなります。減額の主な理由としましては、昨年の人事院勧告により期末手当を0.05月引下げたこととなります。

以上となります。

- 〇黒木委員長 収納課長。
- **〇山岡収納課長** 収納課山岡です。よろしくお願いいたします。

収納課の所管の補正につきまして御説明いたします。

ページ20、21ページ中段にあります総務費、徴税費、賦課徴収費、0106実態調査等による滞納者を管理し滞納処分する、こちら会計年度任用職員の報酬、これが確定することによる50万円の減額の補正でございます。

以上です。

**〇黒木委員長** ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇黒木委員長** それでは、これより議案第13号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意 見のある方は御発言願います。利根川委員。
- **〇利根川委員** サーマルカメラのことですが、さっき45施設と言ったんですが、45施設で何 台導入したのかということ。それと、この4,292万4,000円は、これ全額国のほうに返 還するということになるんでしょうか。その点確認したいと思います。
- 〇黒木委員長 総務部次長兼管財課長。
- **〇野口総務部次長兼管財課長** お答えしたいと思います。

まず購入の台数、こちら複数測定型は9台、そして個別のタブレット型と言われるのが37台の導入です。

当初は45施設にそれぞれ1台ずつで45台という計算でした。

それから、この残予算についての減額、返すのかというお話についてですけれども、こちらコロナ対策として採択された補助金の枠の中で、ほかの事業との相殺等が行われ年度末に確定して、企画担当課のほうでの予算処理となるということなので、この数字そのものについて返すとかそういった処理については発生しないということでございます。

- **〇黒木委員長** 利根川委員。
- **○利根川委員** 補正額の財源の中で、財産管理費の中で同額、三角になっているということは、 これ国庫支出金のほうを減額されているということで、ちょっと今の説明だとよくわからないん ですが、それをもう一度お願いいたします。

それと、各施設に1台ということですが、出入口というのは1か所ということではないところが多いですよね。例えば市役所にしてみれば、エレベーターのところに1か所あります。それと、あと2階の入り口ですか。あと、そのほかの小さな入り口にはちょっと気がつかないんですが、そっちのほう。それと、福祉センターなんかも、玄関にはありますけれども、裏のほうの玄関、そしてまた反対側のほうで、施設のほう、あちらのほうも含めてあるのかどうか、45施設だとこれではちょっと足りないかというふうに思うんですが、もう少し具体的に、詳しくお願いしたいと思います。

- 〇黒木委員長 総務部次長兼管財課長。
- **〇野口総務部次長兼管財課長** 御指摘のとおりで、出入口、必ずしも全て1台という形では運用でうまくいかない部分もございます。

具体的に今回の導入について申し上げますと、まず市役所の庁舎について、市役所庁舎は複数 測定型のもの2台、これが南側の正面玄関、そのほかにタブレット型のものが1台東玄関、分庁 舎については、こちら1階の出入口、2か所ありますので、それぞれにタブレット型、第3分庁 舎についてはやはり1階と2階それぞれの出入口ということになりまして、それぞれにタブレッ ト型が配置してあります。そのほかの施設についてですけれども、牛久運動公園、こちらについ ては複数測定型が2台配置しております。そのほか複数の配置をしている施設は中央生涯学習センター、こちらについてはタブレット型が2台配置してあります。出入口、施設としてのサイズが大きい各施設というと学校等が挙げられるんですけれども、こちらについては主に通常時の来校者宛てということで、職員昇降口等を兼ねる来校者宛ての玄関に1台ずつ置かれているという状態です。

それから、予算上の整理ということなんですけれども、こちらにつきましては、補正予算書の 11ページ、款 14 国庫支出金項国庫補助金の中にあります総務費国庫補助金、右に追っていた だいて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2 億 7 , 443 万 1 , 000 円という 計上がありますけれども、こちらが、今回プラスの補正が行われています 18 、 19ページの電子計算費、ここで 3 億 3 , 109 万 5 , 000 円の計上がありますけれども、こちらとの差引き が行われた結果ということでございます。

## **〇黒木委員長** 利根川委員。

**○利根川委員** 国庫補助金等で相殺をしたということで確認していいのか。

それと、これはサーマルカメラしか使えなかった金額なのかどうかと、それを確認したいんですが。新型コロナの問題に関すれば、サーマルカメラのほかにまだまだやることがあるというふうには思うんですが、国のほうに返還するような話になるということは、特定された補助金だったのかどうか一応確認したいんですが。

- 〇黒木委員長 総務部次長兼管財課長。
- **〇野口総務部次長兼管財課長** 予算の差引きの御理解についてはそれで結構だと思います。

この予算をほかのものにということですけれども、議会でもサーマルカメラ購入用と言っていただいたもので、もちろん完全にこれだけかというと、私ども管財課のほうでもそれまでの間で、当初庁舎の消耗品等に回していた予算を先取りの形でコロナ対策に回してしまって、大分年度末まで持たないというものもございましたので、そちらの流用などはさせていただいております。

ただ、議会で議決いただいたので、そう大きな事業をこの予算で別途やるというのはちょっと 難しかったんじゃないかというふうに考えます。

以上です。

- ○黒木委員長 ほかに質疑及び意見のある方ございませんか。長田副委員長。
- **〇長田副委員長** お願いします。

今のサーマルカメラの件についてなんですが、保育園の導入はやめたということで、今までどおり体温計になったとお伺いしましたが、その具体的な理由について、園児についてはちゃんと照準が合わせられない等の理由があるのは分かるので体温計でいいと思うんですけれども、やはり保護者やいろいろな職員の方などは有効ではないかと思うので、今後の導入について、もしお考えがあればお伺いをいたします。

- **〇黒木委員長** 総務部次長兼管財課長。
- **〇野口総務部次長兼管財課長** 保育園での議論は報告という形で伺っているだけなんですけれど も、まず保護者宛てということですが、通常は保護者の方が園のほうに接触なさるというと朝夜

のお迎えなんですけれども、このサーマルカメラ、性質上屋内、基本的に屋内でしか使えないということで、保育園のお迎えって玄関以外でなされる場合ありますよね。ちょっと軒の向こうといいますか、ああいった場所ではなかなか設置自体もちょっとやりづらいということ。それから、お一人ずつの形だと、そこで待ち時間が生まれてしまうということです。

非接触型体温計というのも、本当に3秒ほどで計って、次リセットという形が行きますので、 仮に全員検査を行う場合でも、お子さんを抱いたお母さんがいらっしゃるというような場合には、 カメラを除いてというよりも、かえって非接触型体温計のほうが扱いやすいというようなお話で した。

そこで働く職員の方ということですと、これはそれぞれに御自身で、非接触型で今確認していましたが、対応していると思います。といいますのは、非接触型体温計はもちろん各園に1台配備ということではございませんで、ちなみに保育園の場合ですと、下根保育園で7台、つつじが丘保育園で4台、向原3台、栄町保育園は7台というふうに配備しておりますので、職員の方、これそれぞれに計っていただければ十分対応できているんではないかと思います。

**〇黒木委員長** ほかにございませんか。

以上です。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○黒木委員長 以上で、議案第13号についての質疑及び意見を終結いたします。 次に、議案第28号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。 議案第28号について提案者の説明を求めます。総務部次長兼管財課長。
- **〇野口総務部次長兼管財課長** では、議案第28号の損害賠償を定めることについて御説明申し上げたいと思います。

こちら令和2年8月21日午前7時45分ごろ、牛久市久野町725おくの義務教育学校北校舎入り口、旧奥野小学校の校門付近ということになります。こちらの道路上において、総務部管財課車両管理室職員の運転するおくのキャンパスバス、登校便です。学校敷地内に侵入するために右折したところ、対向車線で信号待ちのために停止していた車両の右側後方に接触し、運転者及び同車両を損傷し損害を与えたことについて、当事者とも示談をし、賠償の額を定めたいということでございます。

支払先は茨城県龍ケ崎市出し山にお住いの飯田純也さん。損害額128万2,932円。相手側車両は信号待ちのため停止していた車です。その車両の右後部にスクールバスの右側の側面後部のほうが接触したという事故なので、過失割合は100%。損害賠償額の総額を128万2,932円と定めることについて御審議、御議決をいただきたいと思います。

あと、議案書の裏面に位置図と相手側車両の状況写真を載せてあります。位置図の下側の十字路、こちら側から北上していったバスは右折でおくの義務教育学校の北校舎に入ろうとしていた。相手側車両は、北から南側に走行中、こちらは停車していた。そのため破損箇所、写真の丸で囲った部分について、右折で行ったバスのボディーが当たってしまったという事故でございます。以上です。

- **○黒木委員長** これより議案第28号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。鈴木委員。
- **〇鈴木委員** このキャンパスバスですけれども、こちらには児童は同乗、乗せていたんですか。
- 〇黒木委員長 総務部次長兼管財課長。
- **〇野口総務部次長兼管財課長** こちら登校便ということでしたので、児童が乗っていたということです。

ただ、右折のための行動ということで、スピードが相当落ちていたせいもあったんでしょうけれども、車内に混乱等はなく、また校内での停車後ただちに確認をしたけれども、体調の不良を訴える方もいらっしゃらなかったということでございます。

以上です。

- 〇黒木委員長 鈴木委員。
- **○鈴木委員** まず、この交通事故、職員の交通事故が結構多いのかという感じがします。今回に つきましてはキャンパスバスということで、児童を乗せるという、そういう大事な役目を果たし ているにもかかわらず、こうした事故を起こしてしまう。これは何と言いますか、非常に緊張感 に欠けているという感じがしてならないんです。安全運転に対する講習なり研修とかは、どのような取組をされているのかお聞かせいただきたいと思います。
- 〇黒木委員長 総務部次長兼管財課長。
- **〇野口総務部次長兼管財課長** 御質問ありがとうございます。確かにお子さんを預かって乗せている途中の事故ということで、全く持って申し訳ない状態でございます。

こちら、バスドライバーの安全運転教育研修ということでございますけれども、従前こちらは バスドライバーについてそれぞれ年に1回、常勤職員が後ろに乗ってそのドライバーの運転をチェックするということをしてまいりました。また、今年度については御存じのような状況で、バスの運行状況に比較的余裕がありますので、この回数を2回に増やしてバスの運転の技量、あるいはこの仕方という技術について指導を行っておるというところでございます。

以上です。

- **〇黒木委員長** 鈴木委員。
- ○鈴木委員 今回のことばかりではないんですけれども、これは市としては、例えばこの運転を していた職員個人に対する個人的な責任というのは何か問うことってあるんですか。
- 〇黒木委員長 総務部次長兼管財課長。
- **〇野口総務部次長兼管財課長** まず、今回の事故について申し上げますと、法的な制裁ですとか 経済的な制裁というものは行っておりません。ただ、実際乗務のほうの運用につきましては、少 しこのバスの運転から離れていただいて、反省いただく時間をつくったというようなことをして ございます。

そのほかの公用車の事故等につきましては、なかなか一口に事故と申しましてもいろいろな対 応がありますので、統一的にこの事故をやったからこういったペナルティーがあるというような 基準はございません。通常の安全教育と、あとは現場管理者での御指導に委ねているといった状 態です。

- 〇黒木委員長 鈴木委員。
- **〇鈴木委員** 今回損害の賠償額もかなり高額になっていると思うんですけれども、次回保険料そのものも上がってきますよね。例えば、この保険料が上がった分というのは、取扱いというのはどうされているんですか。
- 〇黒木委員長 総務部次長兼管財課長。
- **〇野口総務部次長兼管財課長** 市役所所有の車両について、保険加入というのはいわゆる団体保険といいますか、全体をまとめて加入するというようなグループ保険の形をとっているので、この車両事故によって、常識的に上がる部分だと思うんですけれども、どのぐらい上がったかというのをこの事故ごとに算定するのがなかなか難しいという事情もありまして、こちら保険料の支払いについては通常の予算措置、ドライバーにそれを求めるということは今考えていないということでございます。
- 〇黒木委員長 鈴木委員。
- ○鈴木委員 先ほどその年間の研修とか講習が1回程度っていうお話をちょっとお伺いしたんですけれども、これでいいのかっていう感じが、非常に私としては危惧しているところで、ほかの事故に関してもそうですけれども、今回に関しては、やはりバスを運転しているっていうことに対するもう少し自覚というか緊張感を持たないと、もし万が一児童を乗せていて、児童にけがをさせてしまったりしたら取り返しのつかないようなことじゃないかと思うんです。その辺をよく考えていただいて、今後の研修の持ち方とか講習の仕方とかを考えていただければと思っております。その辺については何か今お考えございますか。
- 〇黒木委員長 総務部次長兼管財課長。
- **〇野口総務部次長兼管財課長** 御指摘、御意見はごもっともなことだと思います。やっていかなければならないことだと思うんですが、具体的に今現在こういったスケジュールで指導をしていくというような具体的な案は持っておりません。しかし、スクールバスというのはやはり大切で、弱い子供たちが乗っているものなので、おっしゃるようなことを考えていかなければいけないという認識は持っております。

以上です。

- 〇黒木委員長 加川委員。
- **〇加川委員** よろしくお願いします。

同僚議員からも幾つか質問がございましたが、私のほうでお伺いします。

民間バスというのは、例えば声を出して安全確認をする。指差し呼称するなどのマニュアルが ございますが、牛久市の公用車においては、このような安全マニュアルというものは存在いたし ますか。

- **〇黒木委員長** 総務部次長兼管財課長。
- **〇野口総務部次長兼管財課長** 指差し確認等を詳細に定めた文書というのは存在いたしません。 以上です。

- **〇黒木委員長** 加川委員。
- **〇加川委員** 今後の被害、事故軽減のため、同僚議員もおっしゃっておりましたけれども、ぜひ そのようなものの設置、作成は必要かと考えます。

また、事故当時の児童の状況についてお伺いしますが、スクールバスということで、シートベルトの着用状況はいかがだったのでしょうか。

- **〇黒木委員長** 総務部次長兼管財課長。
- **〇野口総務部次長兼管財課長** すみません、具体的に確認したことではございませんけれども、 これ毎日の運行で安全管理はちゃんとやっている、着席をきっちり、ベルト等についてもさせて いると思います。

以上です。

- 〇黒木委員長 加川委員。
- **〇加川委員** それでは、重ねて年1回の乗車指導を年2回にしたということだけではなく、公用車にはセダン型、バストラ、ミニバン型、軽トラ、バスなど様々な形状のものがございまして、必然的にそれに伴う運転技術、マニュアル等必要かと思います。ぜひ作成のほうを御検討お願いいたします。

また、スクールバスのシートベルトの着用状況に関しても生徒に呼び掛けていただきたい。そう考えます。お願いいたします。

○黒木委員長 答弁要らないのね。 (「はい」の声あり)

ほかに質疑は。利根川委員。

**○利根川委員** 説明の中で、運転者及び同車両を損傷しとあるんですが、向こうの運転者に対してもそれなりの医療措置というのがあったのかどうかということ。

それと、こちらのスクールバスの運転手、大型免許を持っていたのか。それとも2種免許を持っているのか。そこら辺のところはちょっとどうなのかお尋ねしたい。

- 〇黒木委員長 総務部次長兼管財課長。
- **〇野口総務部次長兼管財課長** まず相手側運転手の件でございます。

こちら、今回の損害賠償額128万2,932円のうち人身に関わる部分、これが105万9,472円です。具体的に治療費及び通院費として支出された部分が50万472円、そのほかの55万9,000円は傷害の慰謝料ということになります。

こちらの運転手については、その後も通常、従前どおりお勤めをいただいているということな ので、特段後遺症的なものが残ったというようなことはございません。

それから、ドライバーの免許については、大型2種免許の所持者でございます。 以上です。

- 〇黒木委員長 利根川委員。
- **○利根川委員** 停まっている車にぶつかるというのは、大型免許、2種免許を持っている運転手、ドライバーには、ちょっと私信じられないです。私も大型免許を持って、マイクロバスなんかは 何年かに運転しますけれども、当然通常の車と比べて、カーブする度合いというのが全く違って

くるわけです。そういった状況の中で、この停まっている車にぶつかるというのがちょっと信じられないです。

それと、今の治療費からいくと相当大きな事故だというふうに感じるんですけれども、もう少しその事故の内容を、それとその運転手がどのような状況でそこを右折しようとしたのか、これをはっきりさせないと同じようなことが起こると思います。動いている車同士でぶつかるならまだ話は分かるんです。停まっている車にぶつかって100万円の治療費を出すというのは、ちょっと通常では、今の説明ではちょっと理解できないので、再度お願いします。

- 〇黒木委員長 総務部次長兼管財課長。
- **〇野口総務部次長兼管財課長** まず、相手ドライバーの治療費の件でございますけれども、こちらは通院のみの65日間の治療費ということになります。

事故の状況についてさらに申し上げますと、車両のほうが走行していって、右折の直前、その相手側車両というのが、それまで校門よりもバスから見て遠い側にあったものが、前方が開いたということだと思うんですけれども、前のほうに移動してきたと。それで停止したわけなんですけれども、バスドライバーとしては、それだけの距離が空いていれば、校門との距離です。右折できるものと思って侵入してしまったということであります。

以上でございます。

- 〇黒木委員長 利根川委員。
- ○利根川委員 プロドライバーは、だろう運転なんていうのは絶対やってはいけないことです。特に大型と2種免許を持っている以上は、このような事故なんていうのはあまり聞いたことがないです。停まっている車に。そして、65日も通院しなければならないような、これ大事故、結局障害の度合いは、障害というか、受けた治療の状況はどういう状況だったのか。むち打ち症になって後遺症、締結したから後遺症はないということだろうとは思うんですが、ここら辺のところが、ちょっと安易に考えていいところではないというふうに思わざるを得ないんです。それは、やはりプロドライバーとして、だろう運転というのは絶対駄目です。それはやはり市のそういったバスとか公用車を運転する場合は、だろう運転は絶対やめるということは、特に徹底したほうがいいというふうに思いますので、そこら辺のところはよろしくお願いしたいと思います。
- **〇黒木委員長** ほかに。長田副委員長。
- **〇長田副委員長** お願いします。

同僚委員からも様々ありました。私も同じように思っているんですが、まずその事故を防止するための啓発、それはもちろん重要なことだと思います。ただ、この北校舎、おくのの、入るときというのは、必ず信号待ちの車が何台もいて、校門前をふさいでいることがすごく、非常に多いんです。時間帯によっては全然開かないときもあります。車道も、大型バスが入るには大変狭い状況だと思うんです。一般質問でもお伺いしましたけれども、令和7年度より校舎を南校舎のほうに持って行くっていうお話の計画があるというのは聞いているんですけれども、そうなった場合はそっちからバスが入ることになると思いますので、校門前をふさぐほどの信号待ちはなくなると思いますので、入りやすくなるかと思うんですが、今の段階で、奥野小学校にバスを入れ

るんではなく、児童を南校舎のほうに移して、そちらから乗せるという案など考えられるのかど うか。停留場所を変えるということです。安全を考えて。こういった事故があったので、そうい うのを、今後バスの事故を減らすために、教育委員会との協議などをしていくお考えがあるかに ついてお伺いをいたします。

- **〇黒木委員長** 方向性ですね。総務部次長兼管財課長。
- **〇野口総務部次長兼管財課長** このバス、北校舎に行って、そこで子供を降ろすという目的だったわけです。登校便ですから。もちろん右折でなくて左折でとかそういった措置ができればいいんですけれども、現状はここで、北校舎ですから小学生たちを降ろしていくという運用については、すみません、具体的にバスの停留場所については私ども検討しておりませんでした。より安全な子供たちの運び方ということについては、教育担当のほうとも逐次話合いをしたいと思います。

以上です。

**〇黒木委員長** ほかに質疑及び意見のある方ございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 以上で総務部等所管の案件についての質疑及び意見を終結いたします。 ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、着座のまま暫時休憩いたします。 それでは、11時20分まで休憩といたします。

午前11時09分休憩

## 午前11時16分開議

**〇黒木委員長** それでは再開いたします。

次に、市民部所管の案件について審査を行います。市民部所管の案件審査に説明員として出席 した者は、副市長、市民部長、市民部次長、システム管理課長であります。

引き続き書記として齊藤さん、宮田さんが出席しております。

これより議事に入ります。

議案第13号、令和2年度牛久市一般会計補正予算(第9号)別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第13号について提案者の説明を求めます。市民部次長。

**〇小川市民部次長** 市民部小川です。よろしくお願いいたします。

補正予算書18、19ページからとなります。

市民部所管の歳出の減額補正につきまして、主なものを御説明いたします。

市民部全体で約6,170万円の減額となります。理由としましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業の中止と、事業執行見込みによる残額の減額となります。

課ごとに事業件数と金額を申し上げます。

地域安全課、2件、320万円の減額。かっぱ祭り、シティマラソン、交通安全キャンペーン 等の中止による報奨金の減額等であります。 市民活動課、3件、615万円の減額。21ページになります。区長会研修会、市民号、オレンジ市への派遣、色麻町への派遣等の中止による減額です。

総合窓口課、1件、2,963万4,000円の減額です。パスポートの旅券交付事務印紙代の減額となります。

防災課、6件、2,271万8,000円の減額となります。29ページになります。主なものとしまして、消防団会議、訓練、大会等の中止による減額となります。

以上が、市民部関連の減額補正となります。よろしくお願いいたします。

- **〇黒木委員長** システム管理課長。
- ○齋藤システム管理課長 システム管理課齋藤です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、引き続き市民部所管の補正、増額分のほうを説明させていただきます。

議案資料18、19ページを御覧いただけますでしょうか。

款2総務費項1総務管理費目9電子計算費、一番下の行でございます。0104コンピュータとその周辺機器を管理する。3億2,735万5,000円。

引き続き、次のページを御覧いただけますでしょうか。

一番上の段、0107地域イントラネットを管理する。374万円。

合わせて3億3,109万5,000円の増額補正でございます。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市職員がテレワークによる業務を行うための仕組みづくり及び庁内LANの無線化を行うために計上するものでございます。

まず、テレワークによる業務ですが、市役所内部のコンピュータネットワークに外部からアクセスできる仕組みをつくることにより、現在市役所内でしか行えない情報系端末による事務作業、例えば政策立案事務、会議資料や議事録の作成、調査報告等に係る資料作成、財務会計や契約の事務、例規策定や改正事務、また国や県とのメールによる連絡調整と、いわゆる内部事務全般を職員の自宅など外部からでも行えるようにするものでございます。

また、庁内LANの無線化については、現在有線で接続している情報系端末を無線で接続できることにすることで、臨機応変な分散勤務体制づくり、あるいはコロナ感染者が発生した場合、 急な消毒作業が必要となった場合など、庁舎内での迅速な勤務場所の変更を行えるようにするものでございます。

いずれにつきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として実施するものですが、とりわけテレワークの実施につきましては、昨年12月25日に閣議決定されたデジタルガバメント実行計画あるいは自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画においても、職員の多様な働き方を実現する働き方改革の切り札として、各自治体が重点的に取り組むべき事項とされております。

なお、今回計上いたしました3億3,109万5,000円につきましては、交付金が採択されれば全額交付金で充当される予定となってございます。

説明は以上です。

- ○黒木委員長 これより議案第13号について質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。利根川委員。
- ○利根川委員 テレワークのことでちょっと聞きたいんですが、庁舎内、内部事務のテレワーク 化ということですが、その中に会議録というのがあったんですけれども、大体このテレワークす る中での、後々残すためには、例えばテキストファイルで残すのか、それとも PDFで残すのか と、画像で残すのか、どちらで残して管理していくのかということをちょっと確認したいんですが。
- **〇黒木委員長** システム管理課長。
- **○齋藤システム管理課長** 議事録の作成といいましたところ、通常文書作成につきましては我々WORDというソフトを使っておりまして、そのWORDのファイルになるかと思います。

オンライン会議の議事録もそうですし、実際にあった会議の場、録音したものを持ち帰って、 それをそのまま文書に家で起こすということも可能になってまいると思います。

以上でございます。

- 〇黒木委員長 利根川委員。
- **○利根川委員** すると、口頭でなったものを文書化できるソフトもこの中に入っているということでよろしいですか。
- **〇黒木委員長** システム管理課長。
- ○齋藤システム管理課長 テレワークで、自宅に持って帰るパソコンなんですけれども、これ実際はシンクライアントのパソコンと申しまして、ハードディスクを持たないパソコンになっております。なので、その中の持ち帰るパソコンにソフトが入っているわけではなくて、実際ソフトが入っている庁舎内のパソコンを遠隔操作するという形になります。なので、実際に庁舎内で行っている事務系の業務については遠隔操作で全て行えるという仕組みになっております。

以上です。

- 〇黒木委員長 利根川委員。
- **〇利根川委員** その口頭でやったものを文書化するソフトが庁舎内のほうに入っているということでよろしいですか。
- **〇黒木委員長** システム管理課長。
- **〇齋藤システム管理課長** 通常文書、内部事務で使っているソフトがそのまま利用できるという 形になります。
- 〇黒木委員長 利根川委員。
- ○利根川委員 一つ確認したいんですけれども、もっとはっきり言えばいいんですけれども、議会の、口頭で質問答弁等は、要約してやりながら、結構1か月、2か月かかるんですけれども、そういったものも文書化する可能性というのはあるんでしょうか。ちょっとそこを確認したいんですが。
- **〇黒木委員長** システム管理課長。
- ○齋藤システム管理課長 議会の筆記についてはどのような形態になるのか、ちょっと所管外の

ためはっきり申し上げることはできないんですが、恐らく形態は、家に持ち帰ろうが役所内でや ろうがほぼ変わりないやり方になるかとは思います。

以上です。

- 〇黒木委員長 鈴木委員。
- ○鈴木委員 ただいまのデジタル化について御質問したいんですけれども、庁舎内でのやりとりをデジタル化で進めていくシステムを統一していくという、非常に大事なことだと思うんですけれども、併せてこれ先ほどお話があった県とか国とのやりとり、連携においても、やっぱり今後非常になってくると思います。あるいは他の市町村との連携とかやりとりも今後やっぱりデジタル化が進めばかなり早く、確実に進めていく必要があるかと思うんですが、その辺のシステムっていうのは、各市町村にもよって、あるいは国や県によってもシステムっていうのは、統一した基準っていうのは今存在しているんですか。
- **〇黒木委員長** システム管理課長。
- ○齋藤システム管理課長 現在のところは、各市町村が独自に用意している内部のシステムを使っているかと思います。

ただ、議会の一般質問の答弁でも申し上げたとおり、今国の動きとして、基幹業務については、 これ17業務なんですけれども、全国統一化しようという動きが今上がってございます。それに つきましても、牛久も法制化されて義務化されるようですので、それに倣って同じシステムを使 って行くような形になるかと思います。

ただ、事務系のシステムについては、それぞれがばらばらのものを使っているとは思うんですが、基本的には文書作成とかのオフィスソフトについてはほぼ共通なものを使っていると思います。なので、データの交換とかそういったものをメールでやりとりする分には十分連携ができるものと考えております。

以上です。

- 〇黒木委員長 鈴木委員。
- ○鈴木委員 国のほうも主導で進めてもらっていると思うんですが、どうしてもデジタル化が進むと同時にセキュリティーの問題も上がってくると思うんですが、この辺のセキュリティーの問題というのは、国でもいろいろ考えているとは思うんですが、市としてどのようなお考えを持っているのか、ちょっとお聞かせいただければと思っています。
- **〇黒木委員長** システム管理課長。
- ○齋藤システム管理課長 ただいまセキュリティー化という御質問をいただいたんですが、テレワークのシステム導入に当たってのセキュリティーの考え方なんですけれども、先ほども少し申し上げたんですが、今回構築を予定しているテレワークの仕組みについては、シンクライアント端末というものを利用する予定となっております。シンクライアント端末とは、繰り返しになりますが、内部にハードディスクを持たない端末のことで、それ単体ではデータを保存することができないパソコンのことを指しております。これを利用して外部から庁内ネットワークにアクセスし、データを外部に持ち出すことなくデータ操作を行えるようにするので、あってはならない

ことなんですが、万が一パソコンが外で盗まれてしまった場合でも、それ自体にデータが保存されているわけではないので、データが漏洩することはまずございません。また、外部からネットワークにアクセスするには、通常パスワードを用いるんですけれども、それに併せて生体認証等での多要素認証を行うことで、本人確認を必ず行うようにしたいと考えております。

また、使用する外部からのネットワークなんですけれども、これ一般的に開放されているインターネット回線を使うのではなくて、閉域ネットワーク、一般に公開されていない事業者が用意する閉域のネットワークを使用して庁内にアクセスするという仕組みを構築、考えております。

いずれにしましてもセキュリティー性の確保というのは重要な課題でございますので、万全を 尽くしたいと考えてございます。

以上です。

- 〇黒木委員長 鈴木委員。
- ○鈴木委員 いろいろ専門用語があってちょっと分かりづらいところもあるんですが、要はその各個人個人というか端末には、そのデータそのものは保存しないようにすると。言ってみればクラウドみたいなところで、別のところで一括管理をするということで理解してよろしいんですか。
  ○黒木委員長 システム管理課長。
- **〇齋藤システム管理課長** おっしゃるとおりパソコン単体には保存できないんですが、実際は動かしているのは、庁舎内にあるパソコンを動かして、遠隔操作して動かしている形になります。

なので、あたかも各自宅で、目の前のパソコンで操作しているように、目の前のパソコンで仕事をしているようにあたかも見えるんですが、実は遠隔操作して動いているのは、庁舎内のパソコンが動いてございまして、そちらのほうでデータをやりとりしているので、外部に画面だけが転送されてくるイメージです。データ自体は庁舎外には出ないというイメージになります。

以上になります。

**〇黒木委員長** ほかに質疑及び意見のある方ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇黒木委員長** 以上で、執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。 ここで、執行部の入替えを行いますので、着座のまま暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

#### 午前11時35分開議

**○黒木委員長** それでは、全員おそろいのようですので再開いたします。 続いて、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇黒木委員長** 討論なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第2号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

**〇黒木委員長** 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第12号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

**〇黒木委員長** 挙手全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第13号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

「替成者举手〕

**〇黒木委員長** 挙手全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第27号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第28号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

**〇黒木委員長** 挙手全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。 ここで、執行部の方は退席されても結構でございます。御苦労さまでした。

次に、執行部提出議案を除く委員会付託案件の審査を行います。

本委員会に付託されました執行部提出議案を除く案件は、

請願第 1号 茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)にコロナ等の感染症対策を取り入れることについて茨城県知事へ意見書を提出することを求める請願以上1件であります。

それでは議事に入ります。

請願第1号、茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)にコロナ等の感染症対策を取り入れることについて茨城県知事へ意見書を提出することを求める請願を議題とします。

請願第1号について、意見のある方は御発言願います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇黒木委員長** 以上で請願第1号についての意見を終結いたします。

続いて討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇黒木委員長** 以上で、討論を終結いたします。

これより、請願第1号について採決いたします。採決は挙手により行います。

請願第1号について、原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、請願第1号は原案のとおり採択されました。 以上を持ちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。 お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○黒木委員長** 異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。 午前11時42分閉会